

鳥取県告示第 745 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県西部福祉総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 もみの木福祉会	米子市富益町 4660	よみ	米子市夜見町 2423-4	共同生活援助	平成 18 年 9 月 30 日
〃	〃	あすか	米子市富益町 4633-2	〃	〃